第六十四回国会 参議院運輸委員会会議録第三号

昭和四十五年十二月十日（木曜日）
午前十時二十一分開会

委員の異動

十二月三日
辞任　松本　英一君
補欠選任　瀬谷　英行君

十二月八日
辞任　鈴木　強君
補欠選任　森　勝治君

十二月九日
辞任　森　勝治君
補欠選任　鈴木　強君

十二月十日
辞任　木村　睦男君
補欠選任　鬼丸　勝之君

出席者は左のとおり。

委員長　温水　三郎君
理事　金丸　冨夫君
　藤田　進君
委員　鬼丸　勝之君
　河野　謙三君
　佐田　一郎君
　平島　敏夫君
　前田佳都男君
　渡辺一太郎君
　岡　三郎君
　鈴木　強君
　瀬谷　英行君
　三木　忠雄君
　山田　勇君

国務大臣　運輸大臣　橋本登美三郎君
政府委員　運輸大臣官房長　高林　康一君
　運輸省航空局長　内村　信行君
事務局側　常任委員会専門員　吉田善次郎君
説明員　防衛庁長官官房防衛審議官　大西誠一郎君
　防衛施設庁総務部施設調査官　奈良　義説君

本日の会議に付した案件
○海洋汚染防止法案（内閣送付、予備審査）
○連合審査会に関する件
○運輸事情等に関する調査
（厚木飛行場の返還に関する件）

○委員長（温水三郎君）　ただいまから運輸委員会を開会いたします。
委員の異動について御報告いたします。
去る三日、松本英一君が委員を辞任され、その補欠として瀬谷英行君が選任されました。
また、本日、木村睦男君が委員を辞任され、鬼丸勝之君が委員に選任されました。

○委員長（温水三郎君）　海洋汚染防止法案を議題といたします。
まず、政府側から趣旨説明を聴取いたします。
橋本運輸大臣。

○国務大臣（橋本登美三郎君）　ただいま議題となりました海洋汚染防止法案の提案理由につきまして御説明申し上げます。
わが国の産業の発展と国民生活の向上に伴い、油の海上輸送量は、飛躍的に増大いたしておりまして、船舶から排出される廃油や、大型タンカーによる大量の油の流出事故等によりまして、油による海洋の汚染は、ますます重大な問題になりつつあります。これとともに、従来海洋の汚染は、陸上の工場、下水等からの排水のほか、ほとんどが船舶からの油の排出によるものであったのに対しまして、最近では、油以外の廃棄物が船舶により海洋へ大量に排出されるようになり、油とともに新たに深刻な汚染問題を引き起こしつつあります。このほか海洋の多目的な利用が進展するにつれまして、海域における工作物の設置が増加しつつあり、これら海洋施設からの油及び廃棄物による汚染も無視できない状況になりつつあります。
このように船舶等から排出される油及び廃棄物の飛躍的増大は、海洋の汚染を急速、かつ、広域的に進行させ、このまま放置すれば、海洋の自然環境の破壊を通じて、人間の生存環境そのものさえ脅かすことが懸念されており、また海洋の有効な利用をも阻害するおそれがあるのでありまして、海洋の汚染は、わが国においてのみならず国際的にも大きな問題となっております。
四面海に囲まれた海洋国家として、海運、漁業をはじめとして海洋を大いに利用しその恩恵を享受しているわが国としましては、海洋汚染防止及び海洋環境の保全に対する姿勢を内外に明らかにする必要があります。
さらに、千九百五十四年の油による海水の汚濁の防止のための国際条約を改正する千九百六十九年の改正条約及び油濁事故に対する公海における措置に関する国際条約の早期批准に備えて、国内法制の整備をはかっておく必要もあります。
以上のような現状にかんがみまして、船舶及び海洋施設から海洋への油及び廃棄物の排出を規制する等海洋の汚染の防止のための法規制を整備し、もって海洋環境の保全に資する必要があると判断し、この法律案を提出することといたした次第でございます。
次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。
第一に、船舶からの油の排出に対する規制を前述の改正条約の内容を盛り込んで現行の船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律よりもさらに強化するほか、適用対象船舶を拡大いたし、油濁防止管理者の選任等の船内油濁防止体制の整備をはかっております。
第二に、船舶からの廃棄物の排出を原則として禁止し、一定の基準に従って行なう排出について例外的にこれを認めることとし、このため、廃棄物排出船の登録、臨時の排出の届け出等の措置を定めて規制の実効性を確保することとしております。
第三に、海域に存する一定の海洋施設について、船舶と同様に油及び廃棄物の排出に関して規制する必要があり、このため、これらの海洋施設からの油及び廃棄物の排出についても原則として禁止することとしております。
第四に、船舶内で生ずる廃油の処理事業等に関し、必要な監督規制を行なうほか、船舶の円滑な運航を確保するため、廃油処理施設の整備を促進することといたしております。
第五に、大量の油が排出された場合の関係者の通報義務及び排出油の防除のため関係者が講じなければならない措置について所要の規定を整備いたすとともに、必要な場合には、海上保安庁長官がこれらの者に対し一定の措置をとるべきことを命じ、またはみずから所要の措置をとることができるものとする等、緊急な場合における海洋の汚染の防除のための特別な措置について規定しております。

その他廃船に対する規制、海上保安庁長官の海洋汚染状況の監視、関係行政機関の協力、海洋汚染防止のための調査・研究の推進等海洋汚染防止対策を総合的に推進するための所要の規定を整備いたしております。

以上がこの法律案を提出する理由であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

○委員長（温水三郎君）　本日は、本案に対する趣旨説明の聴取のみにとどめておきます。

○委員長（温水三郎君）　連合審査会に関する件についておはかりいたします。

公害対策基本法の一部を改正する法律案、公害防止事業費事業者負担法案、騒音規制法の一部を改正する法律案及び大気汚染防止法の一部を改正する法律案について、公害対策特別委員会に対し連合審査会の開会を申し入れることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（温水三郎君）　御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、連合審査会につきましては、委員長においてあらかじめ公害対策特別委員長と協議いたしました結果、公害関係法案が付託されている八委員会の連合審査会を開会することとし、その日取りは一応明十一日及び十二日の二日間、いずれも午前十時から開会することになりましたので御了承をお願いいたします。

○委員長（温水三郎君）　運輸事情等に関する調査を議題とし、質疑を行ないます。御質疑のある方は順次御発言を願います。

○岡三郎君　本日は、最近、米軍基地の返還の問題についていろいろの報道があるわけですが、全般の問題についてはいろいろの問題がありますので、きょうは厚木飛行場の返還にしぼって、それに付属する問題とあわせて質疑を申し上げたいと思います。

まず、この問題については、運輸省のほうとして、大臣の記者会見において、これを民間の飛行場として使用したい、それを受けて反駁する形の中で、八日の記者会見で内田海幕長が、これを自衛隊の用に供するという主張をしているわけです。この問題について、まず第一に、明年の夏ごろまでに返還されるという談話ですが、いずれもこの問題についてはそれぞれ担当部局において詰めが行なわれているというふうに考えます。冒頭に、返還の見通しですね、この点について最初に、防衛庁のほうから来ておりますので、担当としての防衛庁からこの点について説明を願いたいと思います。

○説明員（大西誠一郎君）　前回の運輸委員会において運輸大臣のほうからもお話がございましたと思いますが、ただいま日米の関係者の間で非公式に在日米軍の施設の今後の縮小、整理の問題について話し合いが進んでおります。しかし、事態は流動的でございまして、ただいま御質問がございましたように、いつまでにどういう形で基地が返還されるとか、あるいは日本側にどういう意向が伝えられているかということは、ただいまの段階で申し上げにくいわけでございます。御了承いただきたいと思います。

○岡三郎君　そうすると話はおかしいんで、ただいまのところは説明しかねると、しかし現実に返還の手続がいろいろと協議されておることは事実なんでしょう。これはどうなんです。

○説明員（大西誠一郎君）　そのとおりでございます。

○岡三郎君　そうすると、見通しについてはいま説明しかねるということですけれども、じゃ、どういうふうにスケジュール的に返還の手続が行なわれようとしているのか、この点について御説明願いたいと思います。

○説明員（大西誠一郎君）　ただいま個々の問題を日米の関係者の間で非公式に相談をしながらだんだんと全体を詰めてまいるわけでございますが、いずれ話が煮詰まった段階におきまして、政府レベルで正式にこの問題についての意思表示を行ない、決着をつけるという段取りになると思います。しかし、この点につきましては、まだ、それがどういう日程で具体的に進むかということについては外務省のほうからも私のほうに、正式に防衛庁に話が参っておりませんので、その辺はお答えいたしかねるわけでございます。

○岡三郎君　いまの抽象的な答弁の中でいろいろと煮詰めていかなければならぬというふうに言われたわけですが、新聞情報ですからこれはどの程度まで信憑性があるか別にして、要するに、防衛庁のほうはすでに明年度予算においてこれを自衛隊基地に使用するという方向で予算要求しておるというふうに出ておるわけですが、そういうふうな具体性を持った政府の中における行為ですね、これが事実上行なわれているのに、施設庁当局なり、そういう担当部局がいまのような答弁では、国会軽視と言われてもしようがないと思うんです。どういう手続を踏んでいくのかという手続についていま説明を求めているわけですから。

○説明員（大西誠一郎君）　厚木の問題を含めまして在日米軍の基地が縮小の傾向にあるということは、先生も御承知のとおりでございますし、われわれもそういう傾向を把握いたしまして、四十六年度につきましては共同使用ということを前提にいたしまして、一部の部隊を厚木飛行場に移すという計画を持っていることは事実でございます。

それから今後の手続等でございますが、先ほど申し上げましたように、包括的に日米の両政府間で話し合いが行なわれた後、日米合同委員会等従来の成規の手続、地位協定上定められている手続に従いまして、個々のケースについて、使用条件その他についての話が進められるというふうに理解いたしております。

○岡三郎君　どうもあなたは、これはやはり説明、答弁にならぬと思うんですね。しかし、大臣が来ておらないのでやむを得ず質問しなければならぬと思うのですが、目安ということですね、見通しということです、その目安もないところで、あれだこちらだということで話になっていたんじゃ、これは国民自体として迷惑なことで、だから要するに、こういう問題等についてはやっぱり予算措置という問題が当然出てくると私は思うのです。そうするというと、これに基づく見通しなり返還手続なりというものを具体的にどういうふうにしていくかということについては、全然いまのところは、そういうものについてはタッチしていないわけですか、施設庁は。

○説明員（大西誠一郎君）　従来から、全般的な個別的な問題についてはいろいろわれわれも情報を断片的に受け取っておりまして、それについてのこちらの対応措置というものは検討いたしております。

それから、御承知のようにアメリカの会計年度というものが、来年の六月末が一つの区切りであるということも事実でございまして、そういうような米国の国内事情を考えますと、見通しとして大きな変化があるであろうということは言えるわけでございます。

それから予算の問題につきましても、実は私どもも、非常に話が具体化してきた時期が予算の締め切りの時期に重なってまいりましていろいろ苦慮をしておるわけでございますが、まあ何とかその問題について支障がないようにということで、関係の省庁等ともそれぞれ非公式に御連絡を申し上げているということでございます。

○岡三郎君　あなたが答弁することによって、こっちがあげ足をとってどうこうしている問題では、これは私はないと思う。だから率直にあなた方のとってきているままでの話し合いとか、今後についての具体的なスケジュールというんですか手続、そういうものについて具体的に説明を願

いたいと思うのです。

米軍自体、アメリカ大統領が言っているように、とにかく早期に日本の基地については縮小、返還するという方向が打ち出されてきているわけですね。それに基づいて新聞情報その他もすでに発表されてきている。そういうふうな面で端的に基地の要員等も含めて非常な関心を持っている。それから、いま言ったように、このあとの利用計画をどうするかという問題については、非常に地元を中心にしてこれは大きな問題になってきているわけです。そういうふうな背景があって、アメリカの会計年度が六月ということになるならば、当然やはりそういう方向に向かって明年の秋にはこの基地というものが返還されて、どういうふうにこれを使用していくのかという問題が関係当局、各省においてもいろいろとこれから折衝が進められていく問題と私は思うわけです。そういうことを考えてみて、大体明年の六月ということについて、一つのめどとしてそういう方向に行くということが見通されておるのかどうか。あいまいとして、そんなことは、いまのところは、情報はそういうふうにいわれておるけれども、それは根拠のないことなんで迷惑だ、こういうふうに考えておるのか、どっちなんです。

○説明員（大西誠一郎君）　その点につきましては見通されております。

○岡三郎君　見通されておる。じゃ、見通されておるならその見通しを聞きたいと、こういうことを言っているわけです。

○説明員（大西誠一郎君）　これは初めにお断わりをいたさなかったのでたいへん御理解をいただけませんでしたけれども、アメリカとの交渉の問題でございますので、私どもは、その内容について具体的に申し上げることは、政府部内で控えるように言われておるものでございますから、たいへん歯切れの悪い答弁を申し上げたわけであります。

○岡三郎君　いまの答弁奇怪だと思うんだが、だれからそう言われているのですか。どなたから、そういう問題については説明してはいかぬと言われておるのか、その点をお聞きしたい。

○説明員（大西誠一郎君）　これは上層部でございます。防衛庁の上司からでございます。

○岡三郎君　上層部と言ったっていろいろあるからね。もうちょっと具体的に、歯切れのいいように説明してくださいよ。

○説明員（大西誠一郎君）　防衛庁の長官ということになります。

○岡三郎君　そうするというと、防衛庁の長官から箝口令をしかれているから説明できないと言えば、これはもう一言でわかったわけです。そういうふうに答弁してもらわぬというと時間がたって困る。

そうするというと、これは防衛庁長官に来てもらわなければいかぬということになるわけですが、それでまあ大体いま言ったように、一応返還の方向が見通されておる。内容的には具体的にちょっと説明がいまいたしかねるということですが、そこで、これは政令二百八十五号ですね、これは昭和二十八年の九月十七日に出されておりまするが、その後昭和三十五年六月の二十三日に政令百七十四号で改正を受けておりますが、この中に――いわゆる国有の財産、行政協定の実施に伴う国有の財産の管理についてこれは出ているわけですが、この中に、「その使用を許すことが産業、教育若しくは学術研究又は関係住民の生活に及ぼす影響その他公共の福祉に及ぼす影響が軽微であると認められるもの以外のものとする。」、これはどういうことをいっておるのか。これは、端的にいって、いまの軍事基地の問題については、敗戦に伴う米軍の進駐ということによって、強権に基づいて基地というものが設定されるわけです。これはもう住民の意思も何もその中に入っているわけではない。しかし、当然国政をつかさどり、また国の法律としても、こういう問題については、国防というものを考えたときに、民心の安定といいますか、国民の協力、理解ということを抜きにしては考えられない。ところが、独立して、なお安保条約の継続の中において行政協定というものに基づいて基地の使用というものが許可されてきた。ところが、地域住民は敗戦の負担という問題について、旧軍が使用していた問題から平和国家に生まれ変わるという段階において、苦しみというものを耐え忍んできたということは想像にかたくない。耐え忍んできたわけです。だから、これが返還になるということになれば、当然こういう問題について、あとをどうするのかということについては、いま言った政令等の問題もあるわけですが、地元の人々あるいは国民に対して、はっきりとやっぱりこういう問題については理解を求めるなり、地元においてはこういうふうな軍事基地の返還があった場合については、いまいろいろといわれているように、公害の問題とか、そのほか緑地とか、あるいは空閑地、遊び場、公園、まあそれぞれ都市計画にのっとっていろいろと計画が行なわれてきているわけです。それを、端的にいって、これは上のほうで何々に使うということになってしまった場合に、大体これから永久的にまた被害を受けていくのかというふうな問題がここにあるわけです。そういう点できょうは、本来は防衛大臣にも聞かなければいかぬと思っておったわけですけれども、防衛庁のほうはこういう問題についてどう考えられておるのか。特に、戦前における軍用地、それから終戦早々における軍用地の問題、しかもいま都市の過密化に伴う住民の困惑といいますか、苦しみというか、こういうものは比較にならないほど増大してきている。したがって、軍事基地が返還されるということになっていく場合において、都市の中にある、過密地域にある軍事基地というものに対して、国として一体どうするのかという問題が、基本的に検討さるべき大きな要素を私は持っていると思う。これは現行の憲法に基づく一つの国の施策としても、また住民の被害からいっても当然そういうことがあり得べきことだ。それをやみくもに、今度は日米で共同使用するとか、いろいろなことを言われておるけれども、アメリカ自体もどこまで占領的な感覚で事を処していくのか、非常に反感を覚えるわけなんですけれども、こういう問題について、一体防衛庁はどう考えていますか。

○説明員（大西誠一郎君）　わが国の防衛が、国民の支持なくして成り立たないということは、先生のおっしゃるとおりでございます。また非常に国土が狭隘でございますし、特に都市周辺の過密化というような現象も非常に進んでおりますので、防衛庁の必要な用地と、それから民生上の用地との調整ということについては、十分に話し合いで、また納得の上で進めていかなければならない。これは従来基地問題に対する防衛庁の姿勢でもあったわけでございます。そこで今回の問題につきましても、米側から将来基地が返還されてきた暁において、これをどういうふうに受けとめるかということについては、いま先生のおっしゃいましたような点も十分頭に入れまして、関係省庁との間で具体策を進めていきたい、進めていくべきであるというふうに考えております。

○鈴木強君　いまさっきあなたの御答弁の中で、来年度予算の中に、一応予算的措置はしているようにもとれる御発言があったわけですけれども、四十六年度に、六月末くらいまでに返還される見通しである。したがって、それに対応して、一部自衛隊が厚木基地が使えるように派遣をし、そのための必要な経費を当然計上しなければならぬのですね。そういうことばを申されましたが、これはもう非常に重大なことですよ。皆さんはどうも、いま米軍が管理をし、米軍が使用をしている軍事基地ですね、これは飛行場を含めて、そういうものをできるだけ自衛隊に使わせようという事前の動きをしておられる。現に北富士演習場がそうじゃないですか。あれは米軍が管理をし、米軍が使っている基地を、それを自衛隊がいつの間にかそこに入り込んで演習をしているのですよ。聞いてみると、ジョイントユース、つなぎの使いというのかな、そうして実績をどんどん、どんどんかせいでいるわけですよ。本来米軍から日本に基地が返った場合は――あそこは山梨県の県有地もありますからね。それ

から旧陸軍があれを使うときにも、もし使わなくなったら国に返します、住民に返しますということで買い上げたいきさつもあるわけです。しかもその中には県有地がある。だから当然、返還されてくれば国はもう一度県と相談をして、そして自衛隊の基地として使用するかどうかということをきめなきゃならぬでしょう。ところが、そういう手続き残っておるにかかわらず、中間で米軍と話をして共同で使っておるという、こういう事実があるわけですよ。それを皆さんはまた厚木にもやろうとするだろう。それはほかの返ってくる飛行場にも使おうとする魂胆だとぼくは思うのですがね。それは間違いですよ、私に言わせれば。いまあなたはかっこうのいいことを言いましたね。返ってきたものを使う場合には当然地域の皆さんの理解を得なければいかぬとか、環境の整備もしなければならぬから各省と連絡をとると、それはそれなりに意味があると思いますけれども、それだけ考えておるとするならば、一たん返った——これは厚木の飛行場の例ですから、返ってきたならば、これは神奈川県知事をはじめ地域住民の皆さんとよく相談をして、今度返ってきたものを自衛隊にも使わせてくださいよと、あるいは運輸省が言うように、これは民間が使うべきだという意見もあるでしょう。そういうことは、あくまでも返ってきた時点において政府があらゆる角度から配意をし、検討をし、意見を聞いてきめるのが筋合いですよ。それを、もうすでに自衛隊を来年から一部持ってきて、そこでいわゆるジョイントユースをやろうということは、そういうことは全く民意を無視した一方的なやり方ですよ。そんなことをまた厚木にやられたのじゃ、私は断じてこれは認めるわけにはいかぬと思うのですよ。だから、そんなものは、四十六年にやるなんということはやめなさい。返ってきたらそこで、国会の意見もあるでしょうし、神奈川県知事以下の県民の意見もあるでしょう。その結果、自衛隊か、民間航空か、あるいは公園にしてくれという意見もあるでしょう。そういうことはその段階でやるべきですよ。それを先ばしって、自衛隊が四十六年から使うなんという予算を組むなんということは、これは間違いですよ。予算を組んだということは、自分で私は即断しているけれども、組んだか組まないかお聞きしたい。もし組んだとすれば、そんなものはやめなさいよ。そうしなければ——これは私は運輸省の肩を持とうとかなんとかいうのじゃないが、その使い方は、あるいは自衛隊のために使わなければならぬということになるかもしらぬ。あるいは民間航空にということで、運輸大臣が言っておるようになるかもしれない。あるいは公園に使うということになるかもしれない。それはそのときの国民の全体の判断の中でおきめになればいいと思うのです。だから、あれをもっと縮小することもあるでしょう。いまの原形を縮小していくということもあるのですから、そういう基本的な返還に伴う手続をちゃんと踏まないうちに、どうも自衛隊が北富士と同じようにまたやるということは、聞いておって実にけしからぬことだと思ったものですから関連質問を許してもらったわけですよ。その点どうですかね。

○説明員（大西誠一郎君）　ただいま予算の問題が出ましたが、この問題は、もちろん政府レベルで国民の意向も考えて決定すべき問題でございまして、ただいま予算の問題は、防衛庁として事務当局で、こういうふうになった場合にはどうなるかということを検討しているという意味で申し上げたわけでございます。

○鈴木強君　あなたは事務屋さんですか。審議官というのはどういう地位ですか。あなたが事務当局としてやろうという……（「説明員」と呼ぶ者あり）説明員ですか。政府委員じゃないですが、来ているのだから、あなたしかないのだから、しようがないから聞くわけです。説明員でもけっこうですけれども、審議官というのは少なくとも相当な地位だと私は思いますよ。ですから、事務当局では、どれだけの部隊を駐留さして、どれだけの金を使ってあそこをやろうというのですか、その案を教えてください。

○説明員（大西誠一郎君）　ただいま申し上げましたように、現在日米の間で話が進んでいる流動的な段階でございますから、きっちりとした姿を前提としていろいろな計画を立てられないわけでございますし、またこれは防衛庁限りで決定できる問題でもございませんので、防衛庁として、四十六年度に、当初この問題が出てまいりません段階で、共同使用として一個飛行隊を厚木へ移駐させるという計画は予算要求として大蔵省のほうに出しております。それを変更するかどうかということについて、これはいま検討しておる段階でございます。

○鈴木強君　金は幾ら。

○説明員（大西誠一郎君）　お金の問題についてはアメリカの使用形態とか使用条件等がきまりませんとわからないわけでございます。

○鈴木強君　わからないものを大蔵省に要求できないでしょう。

○説明員（大西誠一郎君）　従来の、四十六年度の共同使用を前提としての経費の点であろうかと思いますが、一億二千七百万円。

○鈴木強君　大事なことをあなたは答えていないのです。要するに、これは返還手続は政令もありますけれども、アメリカから返りますね、日本に返還されますね、返還したものについては、あらためて日本政府がこれを民間航空の飛行場に使うか、あるいは自衛隊に使うか、あるいはむしろ地元に返還してこれを国民の福利、健康増進のために使うかということは、その段階できめるわけでしょう。国有地だからかってに自衛隊が、おれは自衛隊の飛行場に使うのだといって使うことはできないでしょう。そうでしょう。だから、そういう手続が進んでおる段階で、ジョイントユースというように自衛隊が六月以降かりに返還になった場合に使っていくのだ、こういう既成事実をつくるようなそういうやり方は間違いであると言っているのですよ。あくまでも返ってきた段階で相談をしてあとの使い方をきめるのが筋じゃないですか。その筋についてはあなたもそのとおりだと確認されなければいかぬ、これまでも全部きちっとそうなっていますから。その中に民間、県有のやつもある。北富士なんかの問題は特に問題ですから、そういう手続が残っておるのだから、既成事実をつくるようなことは、そういうことはおやめなさい。その点は間違いじゃないでしょう。

○説明員（大西誠一郎君）　いま先生がおっしゃいました趣旨はよくわかります。それで、もちろん今回の米側の措置、あるいはそれを受けとめる日本側の措置というものを政府レベルで決定をする段階において、従来防衛庁が考えておりました共同使用の計画もあわせて一緒に再検討をする、そういうことに取り運ぶべきであると思います。

○岡三郎君　いま鈴木委員から質問があった点について、実際問題として共同使用の形でいま言ったような既成事実をつくっていくというふうにとられてもしかたがない。そういうふうな内容を含んでいるから、大臣から、返還の見通しとか手続については説明をしてはいかぬと言われておるのかもわからぬ。それは最もけしからぬと思う。これは自衛隊を含めて国政の重要問題だから、そういう点について防衛庁の一方的なおもんばかりの中において、既成事実が潜在化から顕在化してきている時点においてこうなりますと、これでは国民は納得しないですよ。この点はもうこれ以上あなたに質問してもこれはしかたがない。この点はやはりはっきりとくぎを打っておきたいと思います。

それで、橋本運輸大臣にお聞きいたしますが、運輸省のほうとして、さきに防衛庁長官から厚木の飛行場の使用という使用計画等について御相談があったことがございますか。

○国務大臣（橋本登美三郎君）　端的に申しますというと、まだその点については防衛庁その他外務大臣等から話を聞いておりません。

○岡三郎君　この十二月八日の神奈川県の新聞には、防衛庁では来年の秋、一部の部隊を厚木に移駐する計画をすでに来年度予算要求に織り込み済みで、この考えはすでに中曾根長官が橋本運輸大

臣に連絡してあると運輸省に反論していると、こういうふうな記事が載っているわけですね。これは、事実はそういうことはない、こういうことの答弁だと思いますが、そのとおりですか。

○国務大臣（橋本登美三郎君）　私にはそのような連絡はありません。

○岡三郎君　そこで、その橋本大臣の記者会見における談話というものがすっきりしてくると思うんですが、運輸省のほうとして、この返還に伴う厚木飛行場の民間移管、こういうふうな問題についてその経過を御説明願いたいと思うんです。

○国務大臣（橋本登美三郎君）　返還についての途中経過について私のほうに話があったかということにも関連すると思いますが、この問題については、もちろんこれは外交上の問題であり、外務大臣が主として行なうべきものでありますから、運輸省に対しては何らの連絡はまだありません。

○岡三郎君　そうするというと、先ほどの説明にあったように、運輸省のほうとしても、大体明年六月を一つのめどとして返還の見通しというものがあるということに基づいて、返還がされた場合において、すでに非常な航空輸送の問題というものがある、こういうことの中で厚木基地をどうしても民間に使用さしていきたいというふうに考えられたわけですか。

○国務大臣（橋本登美三郎君）　返還の見通し及び時期等については、われわれは具体的なことを報告を受けておりませんので、この点については責任ある答弁を申しかねます。ただ、従来の意向からいたしまして、近い将来において返還されるであろうということは一応予測をしております。しかし、昭和四十六年度中に返されるかということについては確たる見通しを持っておりませんので、したがって、これに関する予算要求はいたしておりません。

○岡三郎君　しかし、運輸省のほうとして厚木の飛行場は民間飛行場として使いたいということを記者会見で言明せられたことは事実でしょう。この点どうなんでしょう。

○国務大臣（橋本登美三郎君）　そこで、その厚木飛行場が最近、日米間において基地の縮小等が進められておることは御承知のとおりであります。その場合に厚木の飛行場ももちろん包含されるであろう。したがって、基地移管は別にいたしまして、将来厚木飛行場が日本に返還された場合は、これはぜひひとつ民間飛行場に使用したい。ただ、先ほどからの問答にもありましたように、問題は、従来の沿革的なことから申しますというと、厚木飛行場は旧海軍が使っておった飛行場であります。ただ、海軍、陸軍というものは戦後解体をされておりますから、その時点においては形式的にそれらの関係はなくなったと、こう見ることができます。一般国有財産に戻ったんだ、こういうことが言えるわけでありますが、ただ、先ほど来の防衛庁の審議官からの話は、そういう一つの前提もあると思います。しかしながら、それだけじゃなくして、全体の日本の防衛、国防上から考えて、そこでどういうような地点がどういうように必要であるかということは、米軍が去ったから日本の防衛は要らないということじゃないわけでありますから、したがって、それをどう防衛庁がカバーするかという、こういう問題もあると思います。しかし、私のほうから言うなれば、御承知のように自衛隊は国民の自衛隊であり、愛される自衛隊でなければならぬのでありますから、いま民間空港としてどうしてもこれを使わなければ将来の民間航空の上において非常な不便を来たす、こういう実情を十分に説明し得るなれば、ある程度の――防衛庁当局においてもその事情を了察して、防衛と民間との関係の調整によってこれを使うことは可能であろうと私はいまから予測をいたしておるわけであります。したがって、厚木飛行場が返還された時点においては、正式に防衛庁もしくは政府に向かって――私も政府内部の一人でありますが、関係者に向かって、こういう事情であるから民間飛行場に使いたいという正式の申し入れをする予定にいたしております。

○岡三郎君　将来を想定して運輸省のほうとしてアドバルンというか、ここでPRしたということになるわけですか。

○国務大臣（橋本登美三郎君）　PRということばがいいかどうかわかりませんが、大体御承知のように、皆さん専門家でありますから御承知でありますが、いま羽田の飛行場――東京関係で言うならば運輸省が使っておる飛行場は羽田飛行場一つであります。現在国際空港として工事中のものは成田の国際飛行場、これが全工事が完成した暁におきましても、その離着陸の一時間の回数というのは、一時間に飛行場を使う率というのはせいぜい六十回にすぎません。それに対して、これはニューヨークの場合とは事情は違いますけれども、ニューヨークには三つ飛行場があります。その三つの飛行場は、御承知のように大きなものはケネディそれからラガーディア、ニューアークの三つの飛行場がありますが、一つの飛行場では八十回離着陸を行なっております。他の二つの飛行場は六十回行なっておる。そうしますと、今後十年もしくは十五年という将来の民間航空の利用数を考えますというと、当然に、現在ニューヨークの付近で使っておる飛行場に匹敵する、あるいはそれに近いくらいの利用回数をわれわれは考えていかなければならない。そうなりますというと、成田飛行場が完成しましても、また羽田が一部分の拡張を行ないましても、なおかつ不足である。こういう点に関しては、やはり厚木をできれば全面的に使って、なおかつそれでも、三つ合わせましても百六十回にすぎない。こういうことを考えますというと――百六十回にいかないと思いますが、大体百六十回、一時間に百六十回の離着陸になると思います。こういう点から考えますと、やはり民間航空という点から考えれば、厚木をできれば専用的に使いたい、こういう計画のもとに今後準備を進めると同時に、また防衛庁に向かってもぜひひとつ民間航空の事情を了解してもらいたい、このような意味での交渉はいたしたい。結論として、それが専用に使えるか、共用になるかは別といたしましても、とにかく、実際厚木は民間は使えないのだということでは今後の航空行政に大きな支障を来たすというふうに考えておるわけでございます。

○岡三郎君　根本的に、私が先ほど言ったように、都市の周辺ないしは中における軍事基地ないし飛行場という問題ですね、こういう問題について、敗戦の責任というか国民のそういう犠牲、そういうものに対して二十数年、基地周辺整備法のようなものができたけれども、ほとんど地域住民に対して御苦労さんです、どうも国全体のしわ寄せとして基地の住民自体に迷惑をかけておる、そういうふうな政府の姿勢というものが非常に足りなかったと私は思うんです。したがって、過密化されてきておる都市の計画とか、そのほか全般の問題として、基地はとにかくもう少し人に影響のない方向で何かしてもらいたい、もうここまでがまんをしてきたら限度だ、日本国全体の責任を一部分にしわ寄せしてそこに御苦労をかけておるというふうな基本的な姿勢がないわけです。これは旧軍部と違っていまの自衛隊自体は平和憲法のもとにおける存在です。国民自体がこれを国有財産として返還された場合において、一体これをどういうふうに考えていくべきかという点については非常な関心を持っておると私は思うので、したがって、先ほど言われたように自衛隊がいつの間にか米軍に肩がわりしてこの基地を使うということになれば、これは永久的な問題だと思うんです。これは旧軍におけるところの、統制令の中における一つの使用とは違うんだ、現状は。だから国全体としてそういう基地なり、そういうものが返還されたときにこれをどういうふうに考えていくのかということについて、非常に政府の方針というものを、平和的にこれを使用するという方向で渇望しているわけですね。そういうことで、まあ五百三十万平米というから相当広大な地域ですから、この問題について全部いわゆる基地周辺の自治体にこれを返還してもらうということは無理があるかもわからない。しかし過密化の中における軍事基地というものを一体どう整理していくの

か、こういうものを端的に考えると同時に、かりに民間でこれを使用するということになった場合においても、新しい空港を設置する場合に伴っていろいろと施策をされている、ところがこれは肩がわりだからそのまま踏襲されていいという問題ではない、こういうことではないと思うんです。だからこういう問題について地域住民が、非常に現在のいろいろなやりとりの中における実態というものについて不満を持っているということをいまここで明確にしておきたいと思うんですが、第一に、現在の過密地域から軍事基地を取り除いてもらいたい、そうして地域住民にこれを使用するという方向で検討してもらいたい。万やむを得ないときには民間飛行場としてこれを使用するということになるでしょう。しかしその場合においては、当然地域住民に対する迷惑、あるいは被害というものをもう一ぺん考えてこういう問題については善処してほしい。自衛隊の使用ということになれば、これはとてもじゃないけれども了解できないというふうに考えていると思うんです。私自体はそういうふうに考えております。地域住民もそういうふうに考えているんじゃないかと私は思います。

まあそういうふうな点で私がきょう言わんとしていることは、予算をすでに要求している防衛庁、共同使用ということで対潜哨戒機の一部隊を下総の基地から厚木に移すということの既成事実、こういうものをどうしてもやるんだと海幕長が言っている事実、こういう問題についてかなりこれは進行しておるので、防衛庁長官が大西審議官に、そういうことについてはしゃべってはいかぬというふうに言われておるんではないかというふうに憶測するわけですが、そういうふうな点で、この問題について具体的に私は、防衛庁自体、あるいは運輸省、内閣全体において、軍事基地の今後の返還に伴う使用についてはやはり国民にわかるようにしてもらいたい、何か奥のほうでそそくさとやられてしまったならば、とてもたまらぬという気持ちが非常に強いわけです。こういう点について運輸大臣のほうに、これは要望として、善処してほしいというふうに考えるわけですが、どうですか。

○国務大臣（橋本登美三郎君）　運輸大臣として答うべき点と、防衛庁長官でなければ言えぬ点とがあるようであります。私、国務大臣でもありますから一応の見解は持っておるわけであります。

そこで第一段のことでありますが、防衛的見地において現在の米軍基地及び自衛隊基地を含めてどういう状態にあるべきかという問題は一つあると思います。これは防衛庁が、米軍基地の縮小に伴い、したがって、日本の航空基地でいうならば飛行場の配置はどうあるべきかということは、もちろんこれは検討せられておると思います。ただ、それ以外の基地、必ずしも東京及び東京周辺になくてもいい問題、それについて国民生活と不調和なものがあれば、当然これは防衛庁においても、またわれわれにおいても考えなければならぬ点があると思います。したがって、ただ、こういうような基地があった場合に、それをすぐ直ちに一般に開放して過密を招来することになることは好ましくない。他の方法において、これが緑地あるいはその他の施設において使われることは好ましいけれども、ただ、少なくとも東京及び東京周辺というものは人口が稠密しておる。その上に住宅をむやみに建てるということは、必ずしもこれは原則としては好ましくないのでありますから、それらをどう――必要以外の基地がもしあるとすれば、必要以外の基地がもし出てくるとすれば、防衛上の見地から防衛庁自身が考えるべき問題でありますけれども、そういう意味で、国民生活の問題、環境保全の問題、こういう点からも考えていくべきものであろうと考えます。

もう一つ、これはわれわれ運輸省に関係する問題でありますが、お話のように、ジェット化あるいはその他の回数の激増等によって、たとえ民間飛行場であっても、付近の地域住民の諸君に悪影響を与えておる、御迷惑をかけておることについてはまことに恐縮に存じております。したがって、これはなかなか予算の関係もありますので一挙にこれを解決することは困難ではありますけれども、大型機、いわゆるジェット化する飛行場につきまして、この周辺の人々に対しては、基地周辺において特別な保護対策が行なわれておりますけれども、これらをやっぱりある程度準用する必要が将来は起きてくるのではないか。しかし、その前の前提としては、いまアメリカで非常に重大にしておりますように、騒音等については思い切ってこれを制限して、あるいは使用時間についても思い切って制限をしていくという、こういうふうな技術対策及び使用制限、こういう点をやはりまず前提として行なう必要があると思う。そういう意味において、運輸省といたしましても、将来ともにこの騒音については非常な関心を持ってこれをできるだけ制限していく方針でまいっております。

○岡三郎君　防衛庁のほうから来ないので、いま運輸大臣から説明があったわけですが、その点について毎年われわれ自体も、神奈川県としては地元の関係自治体からも、とにかく基地があるということによって迷惑だけが累積されていっている。基地周辺整備法というものも、ほんとうにスズメの涙ぐらいなもので、実態として、いま言われたように、騒音なんかの点についてもかなり住民が文句を言って部分的には改善されておりますが、しかし全般的に飛行機が大型化されてくればくるほど非常な迷惑というものがさらに増加されていくんじゃないか。こういう点で、ひとつ国家的な見地に立っていろいろ措置されるということ、検討するということと同時に、その地域全体についてどういうふうに考えているのか、こういう点について、やっぱり積極的な施策というものを背景にして話を進めてもらわないというと、たとえば自衛隊の基地になるというと、これは未来永劫、これから日本の国が続いていく限り、自衛隊を自民党がやめようという考え方はとらないと思う。そうすると、戦後において、部分的に、いろいろと自衛隊に返還されておるけれども、米軍の占領が終わって、安保条約なんかにおける軍事基地の縮小という問題がきたときに、これはやはり全国民として、地域の住民自体を含めて、ああやれよかったというふうな形の受け取り方というものをうんと期待していると思うのです。そういうふうな点について、基本的な立場というものをひとつはっきりとさしてもらいたい。これは基地返還後の基本的な方針ですね。そういうふうな問題について、ひとつ強く要望をしておきたいと思うのです。

この厚木の飛行場自体も、五百三十三万二千平米ということになって、国有地としては五百二十三万四千平米、約十万平米近い民間土地があるというふうに聞いておりますが、この点は防衛庁のほうとしての調査はどうなっておりますか。これは施設庁ですか。

○説明員（奈良義説君）　施設庁でございます。

いま御指摘のございましたように、厚木の飛行場はほとんどが国有地でございますが、現在約五千五百平方メートルの民公有地が残っております。

○岡三郎君　これは昨日調査していただいたのですが、五百三十三万二千平米のうち、国有地が五百二十三万四千平米、これは違いますか。

○説明員（奈良義説君）　五百三十三万二千平米――ちょっと調査の時点で数字が違うかもしれませんが、昨年十一月ごろの数字で五百三十三万二千平米でございますが、これは全体の数字でございます。そのうち五千五百平方メートルが民公有地でございます。

○岡三郎君　それはどこが持っていますか。

○説明員（奈良義説君）　所有ということでございますか。――いま一々つまびらかにしておりませんけれども、個人の所有もございますれば、あるいは村有地、町有地とか、そういったものがあるかもしれません。

○岡三郎君　それが五千五百平米……。

○説明員（奈良義説君）　はい。

○岡三郎君　そうすると、その民間あるいは公有地、いわゆる自治体の所有する土地というものが

含められていった場合に、それは返還に伴ってどういうふうになりますか。今度はお貸しするのはいやだと言われたときはどうなるのですか。土地収用法でやられるのですか。

○説明員（奈良義説君）　土地収用法を適用するとかというような問題はいろいろ政策上の問題もございましょうが、たてまえからいいますと、所有者にやはりお返しするというのが法的な立場であろうかと思います。

○岡三郎君　そうすると、その民間なり、いわゆる公有地なりは、そちらにお返しするということになるわけですか。

○説明員（奈良義説君）　契約の上からはそうなるかと思います。

○岡三郎君　そうなる。従来、どういうふうにその問題は処理してきましたか。

○説明員（奈良義説君）　いま先生は、厚木飛行場で圧倒的な国有地の中に一部民有地が入っておるという特殊な例で御質問になっておられるかと思いますけれども、ちょっとそういう例のことは私いま思い出せません。個々の小さいものの返還とかというようなことばかりしかちょっと記憶に残っておりませんので、この厚木飛行場がたとえば返還された場合を想定してという、そういう実例は実は記憶してございません。

○岡三郎君　もう一ぺん、くどいようですが、厚木の基地が五百三十三万二千平米で、国有地はこのうち幾らですか。

○説明員（奈良義説君）　五百三十二万六千平方メートルが国有地になろうかと思います。

○岡三郎君　わかりました。

　それでは、この問題については防衛庁長官が来たときにまたあわせて質問を続けたいと思います。きょうは軍事基地全体の中から、時間がありませんので厚木飛行場にしぼって質問したわけですが、これからいろいろと計画が進められていく中で、説明員の審議官が箝口令をしかれている。ほかの委員の時間の問題もあるので、一応これは防衛庁長官でないと、私はそういったことを言った覚えはございませんからということでは話が進まないと思うのです。つまり、先ほど明確に、防衛庁長官から箝口令をしかれているということが言われたわけですが、防衛庁長官がどういう意味でそういうことを言われたか、これは憶測から質問してもしかたがありませんので、次回に、この問題についてはひとつ防衛庁長官に質疑をしたいというふうに考えて、きょうは終わりたいと思います。

○河野謙三君　この機会にちょっと防衛庁の方に伺いたいのですが、これは私、非常に不勉強ですけれども、私の受ける感じからいきますと、あの苛烈な戦争をやりまして、そのあと国内の軍事施設というものは一、二の例外を除いてほとんど米軍もしくは自衛隊が使っていますね。私は、一朝事あった時に、将来といえども備えるということは必要だと思いますけれども、おのずと戦時の編制と平時の編制というもののけじめはあると思うのですよ。これは旧憲法時代の軍隊をそのまま自衛隊に当てはめることはできませんけれども、現在の憲法下における自衛隊からいきましても、一朝事があった時と、それから平時とはっきりしたけじめはできておるんじゃないかと思うのですけれども、具体的にいろいろ国内の施設等を見ますと、あまりその間のけじめはついてないように思うのですよ。そこで、この問題は運輸行政だけでなく国政全体に影響のある問題ですから、私はこの機会にそれを詳細に伺おうとは思いませんけれども、たとえば、いまの航空施設の問題等にしましても、平時と戦時という、そこのけじめというものがあって、何かあった際にはまたそれを転用するということもあり得るので、そういうことを考えますと、そういう前提に立って私は疑問を持つのですが、何でもかんでも、いままで軍の飛行場であったのを、アメリカが使っておったものを、それをそのまま自衛隊の施設にすべきものという前提がちょっとおかしいんじゃないかと思うのですが、これは橋本運輸大臣もおられますが、運輸大臣はいろいろその点について防衛庁の長官でなくても御存じかもしれませんが、そういうものを前提にしますと、私は、今後アメリカの施設がいろいろ日本に返還されるという場合に、厚木だけではなくて、日本全体で平時の編制に立って、兵員の問題は徴兵制度もないし、これからも徴兵制度はやるべきでないが、それでもやはり兵員の問題も平時と戦時のやはり差別はあると思うのですよ。特に、施設においては当然あるべきだと思う。そういう平時編制の編制基本方針に従ってこの返還問題をいかに処理するかということをもっと国政全般の高い立場からお考えにならぬと、自衛隊が、いままでアメリカが使ったから今度はおれのものだ、おれのほうが優先権があるのだというふうに――私は誤解かもしれません。でも、しかし、神奈川のみならず全国的に見まして、必ず優先的につぼをつけてくるのは自衛隊だというのは、私はおかしいんじゃないかと思うのですが、それは誤解ですか。

○説明員（大西誠一郎君）　ただいま河野先生からお話がございました、自衛隊の体制がすべて戦時の体制を基準にして行なわれておるのではないかというような御指摘がございましたが、確かに自衛隊の体制を現在の国際情勢、それから日本の何といいますか、戦略的な考え方、いわゆる専守防衛と申しますか、そういう点から判断をして、どういう形で維持することが日本の安全保障上最も好ましいかという点を具体的に詰めなければならないと思います。

　一例を申し上げますと、現在上空侵犯に対する措置といたしまして、レーダーサイト二十四カ所と、それからそれに関連をします戦闘機の部隊の一部に二十四時間体制をしいております。しかし、陸上の自衛隊ではそういうような体制を持っておりません。したがいまして、こういう問題につきましては、いま先生から御指摘のありましたようなことをわれわれも考えておるわけでございまして、もう少しこういう点について、さらに具体的に掘り下げてやるべきだろうというふうに存じます。

○河野謙三君　ちょっともう一言つけ加えさしていただきますが、私はもう一つの別の立場から、これは中曾根大臣が非公式と言えば非公式ですが、前からの主張として、日本の人口の一割五分なり二割を持っておる東京周辺に飛行場等は持つべきでない、飛行機も非常に機能も変わってきたし、なるべくこれは遠くのほうに置くべきだと、それによって防衛に何らの支障はないんだと、こういう御主張があったように私は思いますよ。このような主張がなくても、いま東京、神奈川、埼玉、千葉を入れますと人口は二千万をこえるでしょう、この人口過密なところにそういう軍の施設を現状のままで置くこと、これはやっぱり橋本運輸大臣おられるけれども、国政の大所高所から見て、大きな意味の防衛政策からいきましても、これは私はベターじゃないと思うのですよ。結論としては、私はそういう意味で、やはり運輸省にこういう機会には奮起願って、この軍事施設を――国防に支障があっては困りますよ、困りますけれども、それでなくても、ほかの道をとっても私は支障は起こらないんじゃないかと思うんですよ。そういう意味で私は、かねがねの中曾根さんの主張に大いに共鳴しているほうなんですが、それをこの機会に、アメリカが引き揚げたからすぐ神奈川県にも、千葉県にも埼玉県にもそのまま自衛隊がかわるんだというようなことは、私はちょっとおかしいと思うんですがね。そういう点についても、もし何かいまおいでの審議官なり局長にお考えがあったら伺いたい。同時に、橋本運輸大臣どうですか、これはおかしいでしょう。この二千万も日本の人間が集まっているところに、そういうものを置かなくちゃならぬという理由は私はないと思うのですが、こういうときにこそ私は大いに転換をしたらいいと思うんですが、どうなんでしょう。

○国務大臣（橋本登美三郎君）　どうも中曾根防衛庁長官が答えるべき性質のものでございますので、あまり私のほうからよけいなことを言いますというと問題になりますが、一応国務大臣として考えますと、いま河野さんが言われたような、新しい国防体制はどうあるべきだというようなこと

は、まず考えなければいかぬと思います。かつまた、今後の機器の開発によってどういう種類のものが東京周辺に必要かと、こういう点等から考えて総合的に判断すべきものであろうと思いますが、私は専門家ではありませんのでこれ以上のことはお答えしかねますが、厚木飛行場に関しては、いま民間航空の状況から考えて、ぜひ運輸省に使わしてもらいたいという方向で、今後とも折衝を進めたいと考えております。

○説明員（大西誠一郎君）　ただいまの前半の問題については、私はお答えを申し上げる立場ではございませんが、米軍の基地があいたから自衛隊が出ていくということではございませんで、厚木につきましては、下総の現在の基地が成田の新しい国際空港ができますと非常に制約を受けるというような事情もございまして、前々からそういう方向で検討を続けていたものでございます。

○委員長（温水三郎君）　他に御発言もなければ、本日の調査はこの程度にとどめておきます。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十四分散会

十二月四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、海洋汚染防止法案

海洋汚染防止法案

海洋汚染防止法

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　船舶からの油の排出の規制（第四条―第九条）
第三章　船舶からの廃棄物の排出の規制（第十条―第十七条）
第四章　海洋施設からの油及び廃棄物の排出の規制（第十八条・第十九条）
第五章　廃油処理事業等（第二十条―第三十七条）
第六章　海洋の汚染の防除のための措置（第三十八条―第四十二条）
第七章　雑則（第四十三条―第五十四条）
第八章　罰則（第五十五条―第六十条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、船舶及び海洋施設から海洋に油及び廃棄物を排出することを規制し、廃油の適正な処理を確保するとともに、海洋の汚染の防除のための措置を講ずることにより、海洋の汚染を防止し、もつて海洋環境の保全に資することを目的とする。

（海洋の汚染の防止）

第二条　何人も、油又は廃棄物の排出その他の行為により海洋を汚染しないように努めなければならない。

（定義）

第三条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　油　原油、運輸省令で定める重油及び潤滑油並びにこれらの油を含む油性混合物（以下単に「油性混合物」という。）をいう。

二　廃棄物　人が不要とした物（油を除く。）をいう。

三　排出　物を海洋に流し、又は落とすことをいう。

四　船舶　海域（港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）に基づく港の区域を含む。以下同じ。）において航行の用に供する船舶類をいう。

五　タンカー　その貨物艙の大部分がばら積みの液体貨物の輸送のための構造を有する船舶（もつぱらばら積みの油以外の貨物の輸送の用に供されるものを除く。）をいう。

六　海洋施設　海域に設けられる工作物（固定施設により当該工作物と陸地との間を人が往来できるもの及びもつぱら陸地から油又は廃棄物を排出するため陸地に接続して設けられるものを除く。）で政令で定めるものをいう。

七　ビルジ　船底にたまつた油性混合物をいう。

八　廃油　船舶内において生じた不要な油をいう。

九　廃油処理施設　廃油の処理（廃油が生じた船舶内でする処理を除く。以下同じ。）の用に供する設備（以下「廃油処理設備」という。）の総体をいう。

十　廃油処理事業　一般の需要に応じ、廃油処理施設により廃油の処理をする事業をいう。

第二章　船舶からの油の排出の規制

（船舶からの油の排出の禁止）

第四条　何人も、海域において、船舶から油を排出してはならない。ただし、次の各号の一に該当する油の排出については、この限りでない。

一　船舶の安全を確保し、船舶若しくは積荷の損傷を防止し、又は人命を救助するための油の排出

二　船舶の損傷その他やむを得ない原因により油が排出された場合において引き続く油の排出を防止するための可能な一切の措置をとつたときの当該油の排出

2　前項本文の規定は、船舶からの次の各号に適合する油の排出（タンカーにあつては、ビルジの排出に限る。）については、適用しない。

一　当該船舶の航行中に行なわれること。

二　油分（排出される油に含まれる原油、前条第一号の運輸省令で定める重油又は潤滑油をいう。以下同じ。）の瞬間排出率（ある時点におけるリットル毎時による油分の排出速度を当該時点におけるノットによる船舶の速力で除したものをいう。以下同じ。）が一海里当たり六十リットル以下であること。

三　油分が排出される油一万立方センチメートル当たり一立方センチメートル未満であること。

3　第一項本文の規定は、タンカー以外の船舶で総トン数三百トン未満のものからのビルジの排出については、適用しない。

4　第二項各号に適合する油の排出及び前項のビルジの排出は、海岸からできる限り離れて行なうよう努めなければならない。

5　第一項本文の規定は、タンカーの貨物艙からの次の各号に適合する水バラスト（貨物艙の洗浄水を含む。以下この項において同じ。）の排出及びタンカーの洗浄された貨物艙でその洗浄度が運輸省令で定める基準に適合するものからの水バラストの排出については、適用しない。

一　当該船舶の航行中に行なわれること。

二　油分の瞬間排出率が一海里当たり六十リットル以下であること。

三　当該船舶の航海中（当該船舶の貨物艙への水バラストの積込みの開始時から当該水バラストの排出の完了時までの間をいう。）において排出される油分が当該船舶の総貨物艙積載容積の一万五千分の一以下であること。

四　すべての国の領海の基線（領海及び接続水域に関する条約に規定する領海の幅を測定するための基線をいう。）から五十海里をこえる海域において行なわれること。

6　第一項本文の規定は、捕鯨業に従事する船舶で現に捕鯨作業に使用されているものからの油の排出については、適用しない。

（ビルジ排出防止装置）

第五条　船舶所有者（当該船舶が共有されている

ときは船舶管理人、当該船舶が貸し渡されているときは船舶借入人。以下同じ。）は、運輸省令で定めるところにより、船舶内に存する油の船底への流入の防止又はビルジの船舶内における貯蔵若しくは処理のための装置（以下「ビルジ排出防止装置」という。）を船舶（ビルジが生ずることのない船舶を除く。）に設置しなければならない。

（油濁防止管理者）

第六条　船舶所有者は、運輸省令で定める船舶ごとに、当該船舶に乗り組む船舶職員のうちから、船長（船長以外の者が船長に代わってその職務を行なうべきときは、その者。以下同じ。）を補佐して船舶からの油の不適正な排出の防止に関する業務の管理を行なわせるため、油濁防止管理者を選任しなければならない。

2　油濁防止管理者は、運輸省令で定める油の取扱いに関する作業の経験その他の要件を備えた者でなければならない。

（油濁防止規程）

第七条　船舶所有者は、前条第一項の運輸省令で定める船舶ごとに、運輸省令で定めるところにより、油濁防止管理者の業務に関する事項及び油の排出に関する作業の要領その他油の不適正な排出の防止に関する事項について、油濁防止規程を定めなければならない。

（油記録簿）

第八条　船長（もっぱら他の船舶に引かれ、又は押されて航行する船舶（以下「引かれ船等」という。）にあつては、船舶所有者。次項及び第三項において同じ。）は、油記録簿を船舶内（引かれ船等にあつては、当該船舶を管理する船舶所有者の事務所。第三項において同じ。）に備え付けなければならない。ただし、タンカー以外の船舶でビルジが生ずることのないものについては、この限りでない。

2　油濁防止管理者（油濁防止管理者が選任されていない船舶にあつては、船長）は、当該船舶における油の排出その他油の取扱いに関する作業で運輸省令で定めるものが行なわれたときは、そのつど、運輸省令で定めるところにより、油記録簿への記載を行なわなければならない。

3　船長は、油記録簿をその最後の記載をした日から二年間船舶内に保存しなければならない。

4　前三項に定めるもののほか、油記録簿の様式その他油記録簿に関し必要な事項は、運輸省令で定める。

（適用除外）

第九条　第五条から前条までの規定は、タンカー以外の船舶で総トン数三百トン未満のものについては、適用しない。

2　第六条及び第七条の規定は、日本船舶（船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条に規定する日本船舶をいう。）以外の船舶については、適用しない。

第三章　船舶からの廃棄物の排出の規制

（船舶からの廃棄物の排出の禁止）

第十条　何人も、海域において、船舶から廃棄物を排出してはならない。ただし、次の各号の一に該当する廃棄物の排出については、この限りでない。

一　船舶の安全を確保し、船舶若しくは積荷の損傷を防止し、又は人命を救助するための廃棄物の排出

二　船舶の損傷その他やむを得ない原因により廃棄物が排出された場合において引き続く廃棄物の排出を防止するための可能な一切の措置をとつたときの当該廃棄物の排出

2　前項本文の規定は、船舶からの次の各号の一に該当する廃棄物の排出については、適用しない。

一　当該船舶内にある船員その他の者の日常生活に伴い生ずるごみ、ふん尿若しくは汚水又はこれらに類する廃棄物の排出（とう載人員の規模が政令で定める人員以上である船舶からの港則法に基づく港の区域その他政令で定める海域における政令で定める廃棄物の排出にあつては、政令で定める排出方法に関する基準に従つてする排出に限る。）

二　公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条の免許若しくは同法第四十二条第一項の承認を受けて埋立てをする場所又は廃棄物の処理場所として設けられる場所に政令で定める排出方法に関する基準に従つてする排出

三　廃棄物処理法（昭和　年法律第　号）第五条第三項又は第十一条第二項の政令において海洋を投入処分の場所とすることができるものと定めた廃棄物その他政令で定める海洋において処分することがやむを得ない廃棄物の政令で定める排出海域及び排出方法に関する基準に従つてする排出

（廃棄物排出船の登録）

第十一条　船舶所有者は、船舶を廃棄物の排出（前条第二項第一号の廃棄物の排出を除く。）に常用しようとするときは、当該船舶について海上保安庁長官の登録を受けなければならない。

第十二条　前条の登録を申請しようとする船舶所有者は、次の事項を記載した申請書を海上保安庁長官に提出しなければならない。

一　当該船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

二　当該船舶の船舶番号、船名、船質、総トン数及び航行区域

三　廃棄物の主な積込地

四　廃棄物の種類

五　当該船舶の廃棄物の積込み及び排出のための設備その他の運輸省令で定める船舶の設備及び構造の概要

六　その他運輸省令で定める事項

2　前条の登録を申請しようとする船舶所有者（国を除く。）は、運輸省令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

3　海上保安庁長官は、第一項の申請書を受理したときは、当該船舶の設備及び構造が廃棄物の適正な排出を確保するための運輸省令で定める技術上の基準に適合しないときを除き、登録をしなければならない。

第十三条　海上保安庁長官は、第十一条の登録をしたときは、登録番号を指定して申請者に通知するとともに、登録済証を交付しなければならない。

2　登録を受けた船舶の船舶所有者は、当該船舶内に登録済証を備え置き、かつ、指定された登録番号を運輸省令で定める方法により船体の外側に見やすいように表示しなければならない。

第十四条　第十一条の登録を受けた船舶について第十二条第一項各号に掲げる事項に変更があつたとき、又は第十一条の登録を受けた船舶を廃棄物の排出（第十条第二項第一号の廃棄物の排出を除く。）に常用しなくなつたときは、当該船舶の船舶所有者は、遅滞なく、その旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。

（登録の取消し）

第十五条　海上保安庁長官は、第十一条の登録を受けた船舶が第十二条第三項の運輸省令で定める技術上の基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該船舶の登録を取り消すことができる。

（廃棄物処理記録簿）

第十六条　第十一条の登録を受けた船舶の船長（引かれ船等にあつては、船舶所有者。次項及び第三項において同じ。）は、廃棄物処理記録簿を船舶内（引かれ船等にあつては、当該船舶を管理する船舶所有者の事務所。第三項において同じ。）に備え付けなければならない。

2　船長は、当該船舶における廃棄物の排出その他廃棄物の取扱いに関する作業で運輸省令で定めるものが行なわれたときは、そのつど、運輸省令で定めるところにより、廃棄物処理記録簿への記載を行なわなければならない。

3　船長は、廃棄物処理記録簿をその最後の記載をした日から二年間船舶内に保存しなければならない。

4　前三項に定めるもののほか、廃棄物処理記録簿の様式その他廃棄物処理記録簿に関し必要な事項は、運輸省令で定める。

（臨時の排出の届出）

第十七条　第十一条の登録を受けた船舶以外の船舶の船舶所有者は、当該船舶を第十条第二項第三号に定める廃棄物で運輸省令で定める量以上の量のものの排出（同項第二号に適合する排出を除く。）のために使用するときは、そのつど、あらかじめ、運輸省令で定めるところにより、海上保安庁長官に届け出なければならない。

第四章　海洋施設からの油及び廃棄物の排出の規制

（海洋施設からの油及び廃棄物の排出の禁止）

第十八条　何人も、海洋施設から油又は廃棄物を排出してはならない。ただし、次の各号の一に該当する油又は廃棄物の排出については、この限りでない。

一　海洋施設の安全を確保し、若しくは損傷を防止し、又は人命を救助するための油又は廃棄物の排出

二　海洋施設の損傷その他やむを得ない原因により油又は廃棄物が排出された場合において引き続く油又は廃棄物の排出を防止するための可能な一切の措置をとつたときの当該油又は廃棄物の排出

2　前項本文の規定は、次の各号の一に該当する油又は廃棄物の排出については、適用しない。

一　当該海洋施設内にある者の日常生活に伴い生ずるごみ、ふん尿若しくは汚水又はこれらに類する廃棄物の排出（政令で定める多数の人を収容することができる海洋施設からの政令で定める廃棄物の排出にあつては、政令で定める排出方法に関する基準に従つてする排出に限る。）

二　油又は第十条第二項第三号に定める廃棄物の政令で定める排出方法に関する基準に従つてする排出

（海洋施設の設置の届出）

第十九条　海洋施設を設置しようとする者は、運輸省令で定めるところにより、次の事項を海上保安庁長官に届け出なければならない。

一　当該海洋施設を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

二　当該海洋施設の位置及び概要

三　その他運輸省令で定める事項

2　前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項について変更があつたときは、遅滞なく、運輸省令で定めるところにより、海上保安庁長官に届け出なければならない。

第五章　廃油処理事業等

（事業の許可及び届出）

第二十条　港湾管理者以外の者は、廃油処理事業を行なおうとするときは、廃油処理施設ごとに、運輸大臣の許可を受けなければならない。

2　港湾管理者は、廃油処理事業を行なおうとするときは、その廃油処理施設の設置の工事の開始の日（工事を要しないときは、その事業の開始の日）の六十日前までに、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

第二十一条　前条第一項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

一　当該廃油処理事業を行なう者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

二　当該廃油処理施設に関する次の事項

イ　設置の場所（船舶である廃油処理設備については、主たる根拠地）

ロ　船舶又は自動車により廃油の収集を行なう場合にあつては、その収集の対象となる廃油を排棄する船舶の存する海域

ハ　廃油処理設備の種類及び能力

ニ　処理する廃油の種類

2　前条第二項の規定による届出をする港湾管理者は、前項第二号の事項を記載した届出書を運輸大臣に提出しなければならない。

3　第一項の申請書又は前項の届出書には、事業計画書、廃油処理施設の工事設計書その他の運輸省令で定める書類を添附しなければならない。

（許可の欠格条項）

第二十二条　次の各号の一に該当する者は、第二十条第一項の許可を受けることができない。

一　この法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者

二　第三十三条第一項の規定により第二十条第一項の許可を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者

三　法人で、その業務を行なう役員のうちに前二号の一に該当する者があるもの

（許可の基準）

第二十三条　運輸大臣は、第二十条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一　当該事業の開始が当該廃油処理施設の設置される場所の周辺海域（船舶又は自動車により廃油の収集を行なう場合にあつては、その収集の対象となる廃油を排棄する船舶の存する海域）に係る一般の需要に適合するものであること。

二　当該事業の遂行上適切な計画を有するものであること。

三　当該事業の用に供する廃油処理施設が運輸省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

四　申請者が当該事業を適確に遂行するに足りる能力を有するものであること。

（事業開始前の廃油処理施設の変更命令）

第二十四条　運輸大臣は、第二十条第二項の規定による届出があつた場合において、当該事業の用に供する廃油処理施設が前条第三号の運輸省令で定める技術上の基準に適合するものでないと認めるときは、その届出に係る工事の開始前（工事を要しないときは、その事業の開始前）に限り、その届出をした港湾管理者に対し、廃油処理施設の工事設計の変更（工事を要しないときは、修理又は改造）をすべきことを命ずることができる。

（事業開始の届出）

第二十五条　第二十条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者（以下「廃油処理事業者」という。）は、事業を開始したときは、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

（廃油処理規程）

第二十六条　港湾管理者以外の廃油処理事業者は、廃油の処理の料金その他の廃油の処理の引受けの条件について廃油処理規程を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　港湾管理者である廃油処理事業者は、廃油の処理の料金その他の廃油の処理の引受けの条件について廃油処理規程を定め、あらかじめ運輸大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3　前二項の廃油処理規程は、次の各号に適合するものでなければならない。

一　料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。

二　料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。

三　料金の収受及び廃油処理事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。

四　特定の者に対し不当な差別的取扱いをする

ものでないこと。

（廃油の処理の引受義務）

第二十七条　廃油処理事業者は、正当な理由がなければ、廃油の処理の引受けを拒絶してはならない。

（廃油処理施設等の変更）

第二十八条　港湾管理者以外の廃油処理事業者は、第二十一条第一項第二号の事項を変更しようとするときは、運輸大臣の許可を受けなければならない。ただし、運輸省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2　第二十三条の規定は、前項の許可に準用する。

3　港湾管理者である廃油処理事業者は、第二十一条第一項第二号の事項を変更しようとするときは、その変更に係る廃油処理施設の変更の工事の開始の日（工事を要しないときは、その変更日）の三十日前までに、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。ただし、第一項ただし書の運輸省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

4　第二十四条の規定は、前項の規定による届出があつた場合に準用する。この場合において、同条中「その事業の開始前」とあるのは、「その変更前」と読み替えるものとする。

5　廃油処理事業者は、第一項ただし書の運輸省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

（氏名等の変更）

第二十九条　港湾管理者以外の廃油処理事業者は、第二十一条第一項第一号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

（廃油処理施設の維持等）

第三十条　廃油処理事業者は、当該事業の用に供する廃油処理施設を第二十三条第三号の運輸省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

2　廃油処理事業者は、廃油の処理の方法に関する運輸省令で定める技術上の基準に従つて廃油を処理しなければならない。

3　運輸大臣は、当該事業の用に供する廃油処理施設又は当該事業における廃油の処理の方法が、第二十三条第三号又は前項の運輸省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、廃油処理事業者に対し、当該事業の用に供する廃油処理施設の使用を停止し、その技術上の基準に適合するように当該事業の用に供する廃油処理施設を修理し、若しくは改造し、又はその技術上の基準に従つて廃油を処理すべきことを命ずることができる。

（承継）

第三十一条　港湾管理者以外の廃油処理事業者について、相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、廃油処理事業者の地位を承継する。

2　前項の規定により廃油処理事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

（事業の休止及び廃止）

第三十二条　廃油処理事業者は、事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、運輸省令で定めるところにより、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

（事業の許可の取消し等）

第三十三条　運輸大臣は、港湾管理者以外の廃油処理事業者が次の各号の一に該当するときは、六月以内の期間を定めて事業の停止を命じ、又は第二十条第一項の許可を取り消すことができる。

一　この法律又はこの法律に基づく処分に違反したとき。

二　正当な理由がないのに認可を受けた事項を実施しないとき。

三　第二十二条第一号又は第三号に該当することとなつたとき。

2　運輸大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当な期間をおいて予告した上、公開による聴聞を行なわなければならない。

3　前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

4　聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（自家用廃油処理施設）

第三十四条　廃油処理事業の用に供する廃油処理施設以外の廃油処理施設（運輸省令で定める小規模のものを除く。以下「自家用廃油処理施設」という。）により廃油の処理を行なおうとする者は、その廃油処理施設の設置の工事の開始の日（工事を要しないときは、その廃油の処理の開始の日）の六十日前までに、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

2　第二十一条第一項及び第三項の規定は、前項の規定による届出に準用する。

3　第二十四条の規定は、第一項の規定による届出があつた場合に準用する。この場合において、同条中「その事業の開始前」とあるのは、「その廃油の処理の開始前」と読み替えるものとする。

（準用規定）

第三十五条　第二十五条、第二十八条第三項から第五項まで及び第二十九条から第三十二条までの規定は、前条第一項の規定による届出をした者（以下「自家用廃油処理施設の設置者」という。）に準用する。

（港湾管理者への勧告等）

第三十六条　運輸大臣は、港湾管理者の管理する港湾について、当該港湾における廃油の処理の一般の需要に適合する廃油処理施設の能力が十分に存しないと認められる場合において、船舶の油による海洋の汚染の防止のため必要があるときは、当該港湾管理者に対し、所要の廃油処理施設を整備すべきことを勧告することができる。

2　国は、必要があると認めるときは、廃油処理施設の建設又は改良を行なう港湾管理者に対し、予算の範囲内において、その建設又は改良に要する費用の十分の五を補助するものとする。

（都道府県知事への通知等）

第三十七条　運輸大臣は、第二十条第一項の許可の申請があり、又は同条第二項の規定による届出があつたときは、その旨を都道府県知事に通知するものとする。ただし、当該届け出た者が都道府県である港湾管理者であるときは、この限りでない。

2　都道府県知事は、廃油処理事業者（当該廃油処理事業者が都道府県である港湾管理者である場合を除く。）の用に供する廃油処理施設又はその廃油の処理の方法に関し必要があると認めるときは、運輸大臣に対し、第三十条第三項の規定による措置を講ずべきことを要請することができる。

3　運輸大臣は、前項の規定による要請があつた場合において講じた措置について当該都道府県知事に通知するものとする。

第六章　海洋の汚染の防除のための措置

（大量の油が排出された場合の防除措置）

第三十八条　運輸省令で定める量以上の量の油（油分の濃度が運輸省令で定める濃度以上のものに限る。）の排出（以下「大量の油の排出」という。）があつたときは、次に掲げる者は、運輸省令で定めるところにより、油の排出があつた日時及び場所、排出された油の量及びひろがりの状況並びに排出された油が積載されていた船舶又は管理されていた海洋施設その他の施設（陸地にあるものを含む。）に関する事項を直ちにもよりの海上保安庁の事務所に通報しなければならない。ただし、当該排出された油が運輸省令

で定める範囲をこえてひろがるおそれがないと認められるときは、この限りでない。

一　当該排出された油が積載されていた船舶の船長又は当該排出された油が管理されていた施設の管理者

二　前号の船舶内にある者及び同号の施設の従業者である者以外の者で当該油の排出の原因となる行為をしたもの（その者が船舶内にある者であるときは、当該船舶の船長）

2　油が前項ただし書の運輸省令で定める範囲をこえて海面にひろがつていることを発見した者は、遅滞なく、その旨をもよりの海上保安庁の事務所に通報しなければならない。

第三十九条　大量の油の排出があつたときは、前条第一項各号に掲げる者は、直ちに、運輸省令で定めるところにより、排出された油のひろがり及び引き続く油の排出の防止並びに排出された油の除去（以下「排出油の防除」という。）のための応急措置を講じなければならない。

2　大量の油の排出があつたときは、次に掲げる者は、直ちに、運輸省令で定めるところにより、排出油の防除のため必要な措置を講じなければならない。ただし、前項に定める者が同項の規定による措置を講じた場合において、これらの者が講ずる措置のみによつて確実に排出油の防除ができると認められるときは、この限りでない。

一　前条第一項第一号の船舶の船舶所有者

二　前条第一項第一号の施設の設置者

三　前二号に掲げる者のほか、その業務に関し当該油の排出の原因となる行為をした者の使用者（当該行為をした者が船舶の乗組員であるときは、当該船舶の船舶所有者）

3　前項の場合において、同項各号に掲げる者が同項の規定により講ずべき措置を講じていないと認められるときは、海上保安庁長官は、これらの者に対し、同項の規定により講ずべき措置を講ずべきことを命ずることができる。

4　大量の油の排出があつた場合において、当該油の排出が港内又は港の附近にある船舶から行なわれたものであるときは、次に掲げる者は、第一項及び第二項に定める者に対しこれらの規定により講ずべき措置の実施について援助し、又はこれらの者と協力して排出油の防除のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

一　当該港が当該排出された油の船積港であるときは、当該油の荷送人

二　当該港が当該排出された油の陸揚港であるときは、当該油の荷受人

三　当該油の排出が船舶の係留中に行なわれたときは、当該係留施設の管理者

（廃棄物等が排出された場合の防除措置）

第四十条　海上保安庁長官は、排出された廃棄物その他の物（油を除く。以下この条において同じ。）により海洋が汚染され、当該汚染が海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあり、緊急に当該汚染を防止する必要があると認められる場合においては、当該汚染の原因となつた廃棄物その他の物を排出したと認められる者に対し、運輸省令で定めるところにより、当該廃棄物その他の物の除去その他当該汚染の防止のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（海上保安庁長官の措置に要した費用の負担）

第四十一条　海上保安庁長官は、第三十九条第一項から第三項まで及び前条の規定により措置を講ずべき者がその措置を講ぜず、又はこれらの者が講ずる措置のみによつては海洋の汚染を防止することが困難であると認められる場合において、排出された油、廃棄物その他の物の除去その他必要な措置を講じたときは、当該措置に要した費用で運輸省令で定めるところにより、当該排出された油、廃棄物その他の物が積載されていた船舶の船舶所有者又はこれらの物が管理されていた海洋施設その他の施設（陸地にあるものを含む。）の設置者に負担させることができる。ただし、異常な天災地変その他の運輸省令で定める事由により当該油、廃棄物その他の物が排出されたときは、この限りでない。

2　前項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第五条及び第六条の規定を準用する。

3　第一項の規定による費用の負担の履行については、海上保安庁長官が適当と認めるときは、金銭の納付に代え当該措置のために消費した薬剤その他の資材に相当する資材の納付によることができる。

4　第一項の場合において、当該油、廃棄物その他の物の排出につき責めに任ずべき者があるときは、同項の船舶所有者又は施設の管理者は、その者に対し、同項の規定により負担した費用について求償権を有する。

（油による著しい汚染の防除のための財産の処分）

第四十二条　海上保安庁長官は、本邦の沿岸海域において排出された著しく大量の油により海洋が著しく汚染され、当該汚染が広範囲の沿岸海域において、海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、人の健康を害し、財産に重大な損害を与え、若しくは事業活動を困難にし、又はこれらの障害が生ずるおそれがある場合において、緊急にこれらの障害を防止するため排出油の防除の措置を講ずる必要があると認めるときは、当該排出油の防除の措置を講ずるためやむを得ない限度において、当該排出された油が積載されていた船舶を破壊し、当該排出された油を焼却するほか、当該排出された油のある現場附近の海域にある財産の処分をすることができる。

第七章　雑則

（廃船の規制）

第四十三条　何人も、船舶を海洋に捨ててはならない。ただし、政令で定める海域に政令で定める方法により捨てる場合又は除去することが困難な遭難船舶を放置する場合は、この限りでない。

（港湾における廃棄物処理施設等の整備計画）

第四十四条　港湾管理者は、当該港湾の港湾区域及びその周辺地域において生ずる廃棄物の種類及び量等に照らし、当該港湾区域及びその周辺海域において船舶又は海洋施設から廃棄物が排出され、海洋が汚染されることを防止するため必要があると認めるときは、当該港湾において廃棄物処理施設の整備が促進され、及び廃棄物の処理場所が確保されるようこれらの建設又は配置について港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十八条第一項の計画その他の港湾の整備に関する計画に定めなければならない。

（海洋の汚染状況の監視等）

第四十五条　海上保安庁長官は、本邦の沿岸海域における海洋の汚染状況について、必要な監視を行なわなければならない。

2　海上保安庁長官は、著しい海洋の汚染があると認めるときは、その汚染の状況について、当該汚染海域を地先水面とする地方公共団体の長に通知するものとする。

（水路業務及び気象業務の成果の活用等）

第四十六条　海上保安庁長官及び気象庁長官は、水路業務又は気象業務による成果及び資料を海洋の汚染の防止及び海洋環境の保全のために活用するとともに、これらの業務に関連する海洋の汚染の防止及び海洋環境の保全のための科学的調査を実施するものとする。

（関係行政機関の協力）

第四十七条　運輸大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、海洋の汚染の防止及び海洋環境の保全に関し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

2　関係地方公共団体の長は、海洋の汚染の防止及び海洋環境の保全のため必要があると認めるときは、この法律の施行に関し、運輸大臣に対し、意見を述べることができる。

3　農林大臣は、油又は廃棄物の排出により漁場の効用が著しく低下し、又は低下するおそれがあると認められるときは、運輸大臣に対し、この法律の施行に関し、当該漁場及びその周辺海域における油又は廃棄物の排出の規制のための適切な措置を講ずることを要請することができる。

（報告の徴収等）

第四十八条　運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、運輸省令で定めるところにより、廃油処理事業者又は自家用廃油処理施設の設置者に対し、その事業又はその廃油処理施設による廃油の処理に関し報告をさせることができる。

2　運輸大臣又は海上保安庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、運輸省令で定めるところにより、船舶所有者若しくは船長又は海洋施設の設置者に対し、当該船舶又は海洋施設に係る油若しくは廃棄物の排出又は油若しくは廃棄物の取扱いに関する作業に関し報告をさせることができる。

3　運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、廃油処理事業者又は自家用廃油処理施設の設置者の事務所その他の事業場に立ち入り、廃油処理設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4　運輸大臣又は海上保安庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、船舶若しくは海洋施設又は船舶所有者若しくは海洋施設の設置者の事務所に立ち入り、ビルジ排出防止装置、油濁防止規程、油記録簿その他の物件を検査させることができる。

5　前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

6　第三項及び第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（油記録簿の写しの証明）

第四十九条　前条第四項の規定により船舶又は船舶所有者の事務所に立ち入つた職員は、この法律の施行に必要な限度において、油記録簿の記載事項の写しを作成し、その写しが真正である旨の証明を船長又は船舶所有者に対して求めることができる。

（国の援助）

第五十条　国は、ビルジ排出防止装置、廃油処理施設その他海洋の汚染を防止するための装置若しくは施設の設置又は改善に必要な資金の確保、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

（研究及び調査の推進等）

第五十一条　国は、船舶及び海洋施設からの油及び廃棄物の排出の防止並びに廃油及び廃船の処理に関する技術の研究及び調査その他海洋の汚染の防止に関する研究及び調査を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

（適用除外）

第五十二条　この法律の規定は、放射性物質による海洋の汚染及びその防止については、適用しない。

（権限の委任）

第五十三条　この法律の規定により運輸大臣又は海上保安庁長官の権限に属する事項は、運輸省令で定めるところにより、海運局長又は管区海上保安本部長に行なわせることができる。

2　管区海上保安本部長は、運輸省令で定めるところにより、前項の規定によりその権限に属させられた事項の一部を海上保安監部その他の管区海上保安本部の事務所の長に行なわせることができる。

（経過措置）

第五十四条　第三条第六号の規定に基づき、政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（経過措置に関する罰則を含む。）を定めることができる。

第八章　罰則

第五十五条　次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一　第四条第一項の規定に違反して油を排出した者

二　第十条第一項の規定に違反して廃棄物を排出した者

三　第十八条第一項の規定に違反して油又は廃棄物を排出した者

四　第二十条第一項の規定に違反して廃油処理事業を行なつた者

五　第二十四条（第二十八条第四項（第三十五条において準用する場合を含む。）又は第三十四条第三項において準用する場合を含む。）又は第三十条第三項（第三十五条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

六　第三十九条第一項の規定に違反した者

七　第三十九条第三項又は第四十条の規定による命令に違反した者

八　第四十三条の規定に違反した者

2　過失により、第四条第一項の規定に違反して油を排出した者は、三月以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

第五十六条　次の各号の一に該当する者は、三月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一　第十一条の規定に違反した者

二　第二十条第二項、第二十八条第三項（第三十五条において準用する場合を含む。）又は第三十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三　第二十八条第一項の規定に違反して第二十一条第一項若しくは第二項の事項を変更した者

第五十七条　次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一　第五条の規定に違反して船舶を航行の用に供した者

二　第六条第一項、第七条又は第二十七条の規定に違反した者

三　第三十三条第一項の規定による命令に違反した者

四　第三十八条第一項の規定による通報をせず、又は虚偽の通報をした者

第五十八条　次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一　第八条第一項若しくは第三項又は第十六条第一項若しくは第三項の規定に違反した者

二　第八条第二項又は第十六条第二項の規定により油記録簿又は廃棄物処理記録簿に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をした者

三　第十三条第二項の規定に違反して第十一条の登録を受けた船舶を廃棄物の排出（第十条第二項第一号の廃棄物の排出を除く。）に使用した者

四　第十四条の規定又は第二十五条、第三十一条第二項若しくは第三十二条（これらの規定を第三十五条において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五　第二十六条第一項の規定による認可を受けないで若しくは認可を受けた廃油処理規程によらないで廃油を処理した者又は同条第二項の規定による届出をしないで若しくは届け出た廃油処理規程によらないで廃油を処理した者

六　第四十八条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

七　第四十八条第三項又は第四項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

八　第四十九条の規定による証明を拒み、又は忌避した者

九　海上保安庁の事務所に対し、第三十八条第

二項に規定する事実を発見した旨の虚偽の通報をした者

第五十九条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第六十条　第十七条、第十九条又は第二十八条第五項若しくは第二十九条（これらの規定を第三十五条において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日等）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四条、第五条及び第八条の規定は、公布の日から起算して一年六月を経過した日又は千九百五十四年の油による海水の汚濁の防止のための国際条約第十六条の規定に基づき政府間海事協議機関が昭和四十四年十月二十一日に採択した同条約の改正が日本国について効力を生ずる日（以下「条約改正発効日」という。）のうちいずれか早い日から、第三章及び第四章の規定は、公布の日から起算して一年六月を経過した日から施行する。

2　第十一条の規定による登録は、同条の規定の施行前においても行なうことができる。

（船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律の廃止）

第二条　船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律（昭和四十二年法律第百二十七号。以下「旧海水油濁防止法」という。）は、廃止する。

（経過措置）

第三条　旧海水油濁防止法第五条から第九条まで及び第十条第一項の規定は、第四条、第五条及び第八条の規定の施行の日の前日までは、なおその効力を有する。

第四条　第四条の規定は、昭和四十八年三月三十一日までは、タンカー以外の船舶又は平水区域若しくは沿海区域を航行区域とするタンカー（これに準ずる運輸省令で定めるタンカーを含む。）が、次の各号の一に該当する場合における当該船舶からのその運航又は修理に関し必要な油の排出については、適用しない。ただし、条約改正発効日以後の日については、この限りでない。

一　廃油処理施設が整備されていない港であつて運輸省令で定めるもの（以下この項において「施設未整備港」という。）に入港するため当該港に向かつて航行中の場合（施設未整備港以外の港において航行中の場合を除く。）

二　施設未整備港において航行中の場合（施設未整備港以外の港に入港するため当該港に向かつて航行中の場合を除く。）

2　前項に規定する油の排出は、海岸からできる限り離れて行なうよう努めなければならない。

3　前二項の規定は、旧海水油濁防止法第六条第一項に規定する船舶については、適用しない。

第五条　廃棄物処理法の施行の日から第三章及び第四章の規定の施行の日の前日までの間は、船舶又は海洋施設からふん尿を捨てる行為については、清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）第十一条第三号の規定は、なおその効力を有する。

第六条　第十七条の規定は、同条の規定の施行の際現に航海中である第十一条の登録を受けた船舶以外の船舶の当該航海に係る廃棄物の排出のための使用については、適用しない。

第七条　この法律の施行前に旧海水油濁防止法の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律の相当規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

2　旧海水油濁防止法第十一条第一項の規定により港湾管理者以外の廃油処理事業者が受けた許可に係る事業区域に係る海域は、当該廃油処理事業者が廃油の収集を船舶又は自動車により行なう場合は、第二十一条第一項第二号ロの海域とみなす。

第八条　この法律の施行前にした行為又は附則第三条の規定によりなお効力を有することとされた旧海水油濁防止法第五条第一項、第六条、第八条若しくは第九条第一項から第三項までの規定若しくは附則第五条の規定によりなお効力を有することとされた清掃法第十一条第三号の規定に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（運輸省設置法の一部改正）

第九条　運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項第十七号の三を次のように改める。

十七の三　海洋汚染防止法（昭和　年法律第　号）の施行に関すること（船舶局、港湾局及び海上保安庁の所掌に属するものを除く。）。

（海上保安庁法の一部改正）

第十条　海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「海難救助」の下に「、海洋の汚染の防止」を加える。

第七条中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十　海洋汚染防止法（昭和　年法律第　号）に基づき海上保安庁の権限に属させられた事項

（港湾法の一部改正）

第十一条　港湾法の一部を次のように改正する。

第二条第五項第九号の二中「船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律（昭和四十二年法律第百二十七号）第二条第六項」を「海洋汚染防止法（昭和　年法律第　号）第三条第九号」に改める。

（地方税法の一部改正）

第十二条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条第四項中「船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律（昭和四十二年法律第百二十七号）第十一条第一項」を「海洋汚染防止法（昭和　年法律第　号）第二十条第一項」に、「第二十五条第一項」を「第三十四条第一項」に、「第二条第六項」を「第三条第九号」に改める。

（船舶整備公団法の一部改正）

第十三条　船舶整備公団法（昭和三十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第十三項中「船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律（昭和四十二年法律第百二十七号）第二条第四項」を「海洋汚染防止法（昭和　年法律第　号）第五条」に改める。

第一五号　昭和四十五年十一月二十四日受理

国鉄新線神岡・松本間の信富鉄道予定線編入並びに早期着工に関する請願

請　願　者　富山市新桜町七ノ三八富山市長　湊栄吉外五名

紹介議員　古池　信三君

関係住民が熱望する信富線を予定線に編入し早急に着工されたい。

理　由

国土の中央に位し、国土開発の重要拠点の役割を担う臨海富山・高岡および中部内陸松本・諏訪両新産業都市における地域開発には現在の国鉄神岡

十二月四日本委員会に左の案件を付託された。

一、国鉄新線神岡・松本間の信富鉄道予定線編入並びに早期着工に関する請願（第十五号）

一、国鉄青梅線の改善計画推進等に関する請願（第六四号）

一、東北新幹線の最優先着工に関する請願（第一七三号）

線を更に松本市まで延長することこそ、欠くことのできない条件である。

すなわち、信富鉄道は、すでに開通をみた国鉄神岡線を延長して北陸と飛騨・甲信の内陸地区を一本化し、北陸圏と首都圏を最短距離で結び、国土中央を縦貫する国土開発のための幹線鉄道であり、さらに飛騨・甲信地区の産業文化の発展と均衡ある社会開発の推進のみならず、無尽の地下資源開発、ぼうだいな森林資源と日本の屋根と呼称せられる。中部山岳国立公園を背景とする限りない観光資源の開発など、わが国経済の安定成長に必要欠くことのできない国家的重要基幹路線である。

第六四号　昭和四十五年十一月二十五日受理

国鉄青梅線の改善計画推進等に関する請願

請願者　東京都青梅市吹上二七一　中村和夫外二名

紹介議員　占部　秀男君

国鉄当局が示した青梅線の改善計画の推進を図られたいが、駅の無人化計画については撤回されたい。

理由

一、国鉄当局の計画は、東京直通電車の増発、新型車の投入、車両の増結等、沿線住民の要望事項が取り上げられている。

二、当計画には、当市内についてみると総数十駅のうち六駅までも無人化しようとしているが、この区間は、小中学校児童の利用が多く、人命尊重の精神からみても、これら利用者の安全を確保することは、列車運行管理者として当然の義務である。また、駅舎、ホームおよび周辺の管理、保全の面、さらに万一の事故に備える体制からみても駅職員の配置は欠くべからざるものである。

第一七三号　昭和四十五年十一月二十七日受理

東北新幹線の最優先着工に関する請願

請願者　岩手県盛岡市内丸一〇ノ一　岩手県議会議長　千葉一

紹介議員　岩動　道行君

新交通、通信網の主軸として、東北、北海道新幹線鉄道の第一順位着工とあわせて、青函トンネルの早期完成を図るよう強く要望する。

昭和四十五年十二月二十一日印刷　昭和四十五年十二月二十二日発行　参議院事務局　印刷者　大蔵省印刷局　B